

監査委員事項

沖縄県監査委員公表第3号

定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成23年5月19日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月8日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	孝	助

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

（平成21年度定期監査結果報告分）

1 徴収に努力を要するもの

（1）指摘の内容

ア 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ減少している。しかし、依然として収入未済額は多額なことから引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

（円、%）

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成21年度	99,868,244,599	95,275,398,297	378,203,244	4,233,285,255	95.4
平成20年度	111,446,040,063	106,673,811,053	423,351,197	4,352,545,820	95.7
対前年度比	89.6	89.3	89.3	97.3	—

イ 土地貸付料について、収入未済が多額で前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	73,577,078円	9.4%	2.4%

（2）講じた改善措置の概要

ア 個人県民税については、集中的に個人県民税対策を実施するため編成した「個人県民税徴収対策チーム」による県職員の短期併任制の実施等により、市町村との緊密な連携・協調のもと、集中的な徴収対策を講じた。

自動車税については、納期内納付を促進するための広報活動、コンビニ収納に加え郵便局納付の導入による納税機会の拡大、預金差押え・タイヤロック等による滞納処分の強化、8～10月の滞納整理強化月間、1～3月の滞納処分強化月間等を重点的に実施し、未済額の縮減を図った。

（総務部税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課）

イ 土地貸付料については、滞納者に対して随時、電話督促、督促状送付、納入指導等を行い、滞納の解消に努めているほか、滞納督促集中期間を設定し、夜間の電話による督促などを行った。さらに、平成22年度は高額・長期滞納者など約90人と個別面談を行い、早期の納付を促した。

また、平成21年度から民間の債権回収専門会社を活用し、収入未済額の圧縮に努めている。

（総務部管財課）

2 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

（1）指摘の内容

支払い期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額145,510円が不経済支出となっていた。

（2）講じた改善措置の概要

請求書の振替日を確認せずに不経済支出が生じたものであり、請求書等の精査を厳格化するなどの対策を講じた。

(企画部工業技術センター)

3 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額に上っているもの、または増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	303,845,349円	65.8%	0.8%
違約金及び延納利息	5,265,389円	85.8%	1.1%
児童福祉施設負担金	134,973,066円	92.8%	1.9%
児童扶養手当返還金	104,122,008円	97.7%	1.4%
生活保護費返還金	111,996,110円	58.3%	45.3%
心身障害者扶養共済事業費負担金	17,930,240円	63.4%	2.4%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取り組みや、償還督励月間における集中的な催告の実施、貸付時の面談等による意識の向上、償還促進対策会議による情報の共有等により、滞納長期化の防止及び未収金の解消に努めている。

また、口座振替による納付を推進した結果、償還率の改善が図られており、今後とも徴収対策の強化に取り組む。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)

イ 児童福祉施設負担金については、児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルに基づき、申請時における説明の徹底、督促状の送付、電話による催告等を実施したほか、滞納整理強化月間を設定し、高額・長期滞納世帯の戸別訪問を実施するなど、収入未済額の解消に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、各福祉保健所)

ウ 児童扶養手当返還金については、「児童扶養手当返還金債権の未然防止について（マニュアル）」に基づき、市町村等関係機関との連携を強化するとともに、一括返済が困難な世帯に対しては分割納付を促すなど、収入未済の解消と新たな滞納の発生防止に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

エ 生活保護費返還金については、「生活保護費返還金債権管理事務処理要領」に基づき、徴収対策の強化に努めている。

また、平成23年度から生活保護受給者の収入・資産状況を調査する嘱託員を配置し、収入等を早期に把握して返還請求を行うなど、未収金の発生防止に努める。

(福祉保健部福祉・援護課、各福祉保健所)

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、未納者への督促により、収入未済額17,930,240円のうち平成23年3月31日時点で669,110円（3.7パーセント）が納付され、未納者106名のうち9名（8.5パーセント）に係る未納分の滞納が解消された。

(福祉保健部障害保健福祉課)

4 支出負担行為が遅れていたもの

(1) 指摘の内容

国立戦没者墓苑清掃管理委託及び公衆用トイレ清掃管理委託の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県財務規則に基づき、契約締結時速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努める。

(福祉保健部福祉・援護課)

5 補助金の執行について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

霊域清掃管理事業補助金等3件の補助金の執行に当たって、交付決定の時期が著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県補助金等の交付に関する規則及び沖縄県援護事業補助金交付要領等に基づき、補助金申請があった時は速やかに交付決定を行い、適正な事務処理に努める。

(福祉保健部福祉・援護課)

6 役務費の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

バス回数券及びモノレール乗車カードを必要以上に保有しており、毎年度持ち越されていた。

(2) 講じた改善措置の概要

入所児童の通学や業務調整等に使用するバス回数券及びモノレール乗車カードについては、数量の保有に配慮し、適正な管理に努める。

(福祉保健部若夏学院)

7 委託料の執行が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

薬物乱用防止指導員活動事業委託及び幻覚性きのこ現場情報収集事業委託の執行に当たって、委託業務実績報告書の提出がなく、検査調書も作成されずに、支出されていた。なお、執行管理が適切に行われなかつたのは、予算の執行担当者と受託者である協議会事務局員は同一人であったことによるものであり、内部のチェック体制を強化する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘後速やかに沖縄県薬物乱用防止協会長から業務実績報告書等の提出を受け、業務実績及び収支決算報告書の検査を実施した。

今後、事務処理が適正に実施されるよう職員相互の内部チェック体制を強化した。

(福祉保健部薬務衛生課)

8 契約事が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

パーソナルコンピューターの賃貸借について、長期継続契約を締結するに当たって、定められた手続きによることなく契約が締結されていた。

(2) 講じた改善措置の概要

今後は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について（総務部長、会計管理者通知）」に基づき適正な契約事務に努める。

(福祉保健部コザ児童相談所)

9 物品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

重要備品であるパーソナルコンピューター一式について、財務規則に基づく手続きがないままに廃棄処分されていた。

(2) 講じた改善措置の概要

当該備品については、故障していたため廃棄したものだが、その際重要備品の廃棄手続きを失念したものである。今後は廃棄処分時の手続きを徹底し再発防止に努める。

(福祉保健部中央児童相談所)

10 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済が多額のものが次のとおりあった。引き続き徵収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
農業改良資金貸付金元利収入	543, 156, 795円	82.7%	△4.1%
違約金及び延納利息	83, 457, 625円	99.4%	0.0%
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	89, 885, 495円	63.8%	△6.1%
違約金及び延納利息	2, 103, 253円	29.7%	△25.0%
林業改善資金貸付金元利収入	47, 895, 000円	85.2%	1.5%
違約金及び延納利息	238, 528円	43.3%	0.0%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 農業改良資金貸付金元利収入等については、延滞者に対して分割返済を促すとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成23年3月31日時点で26, 057, 240円を回収した。

違約金については同時点で196,762円を回収した。

(農林水産部農政経済課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付元利収入については、延滞者に対して分割償還等の指導を行うとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成23年3月31日時点で23,349,560円を回収した。違約金については同時点で、321,711円を回収した。悪質延滞者については平成23年度も引き続き債権回収会社に委託を予定している。

(農林水産部水産課)

ウ 林業改善資金貸付金元利収入等については分割償還を促すとともに、経営状況の悪化している延滞者に対して収入未済額の計画的な償還ができるよう普及指導員と連携し、経営改善等の指導に努めている。また、長期延滞者に対しては平成23年度から民間の債権回収会社の活用を予定している。

(農林水産部森林緑地課)

11 公用車両の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車両の年間稼働日数（10日）が少なく、その利活用が図られていないものが1台あった。

(2) 講じた改善措置の概要

当該車両は老朽化による故障を繰り返していたため、安全性や経済的な面から平成23年3月2日の車検満了を機に処分することとした。現在、沖縄県財務規則に基づく手続きを進めている。

(農林水産部宮古農林水産振興センター畜保健衛生課)

12 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金 貸付金元利収入	4,145,395,266円	80.9%	8.2%
違約金及び延納利息	61,528,834円	98.9%	△0.1%
賃貸工場施設使用料	36,770,000円	19.8%	120.6%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入については、平成21年度に見直した沖縄県中小企業高度化資金債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、引き続き未収金の回収に努めている。

また、設備近代化資金の一部債権については民間の債権回収会社を活用し、回収の強化を図った結果、平成23年3月31日時点で482,000円を回収した。

(観光商工部経営金融課)

イ 賃貸工場施設使用料については、対象企業を毎月訪問して支払いを促すとともに、面談等により債務者の経営状況などの把握に努めた結果、平成23年3月31日時点で3,500,000円を回収した。

(観光商工部企業立地推進課)

13 支出負担行為が遅れていたもの

(1) 指摘の内容

特別自由貿易地域物流支援事業補助金の交付決定をするとき及び国際観光戦略モデル事業の委託契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県財務規則に基づき、補助金の交付決定時、契約締結時に速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努める。

(観光商工部企業立地推進課、観光振興課)

14 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。平成21年度の収入未済額は前年度より7,338,415円増加しているため、県は債権管理の強化に努めるとともに、徴収率の向上が図れるよう指

定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	741,670,395円	13.5%	1.0%

(2) 講じた改善措置の概要

指定管理者においては、滞納1ヶ月から訪問・電話・文書による督促を開始するなど、滞納額が少額のうちに対策を講じている。

また、県においては、長期滞納者に対する法的措置（明渡し訴訟の提起 平成22年度21件）を行い収納率の向上に努めた。今後とも指定管理者との連携を密にし、なお一層の収入未済額の圧縮を図る。

(土木建築部住宅課)

15 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額のもの及び増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
バス事業活性化資金貸付金元利収入	880,912,000円	100%	0.0%
土地明渡強制執行原因者負担金	51,774,901円	100%	皆増
港湾施設使用料	1,114,332円	4.0%	皆増

(2) 講じた改善措置の概要

ア バス事業活性化資金貸付金元利収入については、平成20年3月に主債務者（那覇交通株式会社）の法人格が消滅し、連帯保証人2名のうち1名は平成21年5月に、残り1名は平成23年3月に、裁判所の免責許可決定が確定したことから、未収金について平成23年3月、不納欠損処理を行った。

(土木建築部都市計画・モノレール課)

イ 土地明渡強制執行原因者負担金については、原因者に対して、督促状を発行し分割払い等を促している。今後とも文書や訪問により収入未済の解消に努める。

(土木建築部海岸防災課)

ウ 港湾施設使用料については、滞納している2社の内1社は、会社及び代表者と連絡が取れない状況のため、住民票により代表者の所在確認に努めているところである。また、残る1社は港湾施設に放置した貨物について、廃棄物処理法に基づく改善命令を受けているため、その経過を勘案しながら未収金の回収に努める。

(土木建築部中城湾港建設事務所)

16 国庫補助金の早期受入を要するもの

(1) 指摘の内容

国庫補助金について、港湾改修費の概算払いが可能であるにもかかわらず、請求を怠っているものがあった。事業の進捗状況に合わせて適宜に請求する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘を受けた事業を含む国庫補助事業について、事業の進捗に応じた国庫補助金の概算払い請求を行っている。

(土木建築部港湾課)

17 一括契約を検討する必要があるもの

(1) 指摘の内容

薬品の購入については、4箇所の浄化センター毎に調達している。当該薬品を一括して入札、購入を行えば経済的な執行が可能と思われる所以、検討を要する。

(2) 講じた改善措置の概要

平成23年度は、薬品の購入について一括契約とした。

(土木建築部下水道管理事務所)

18 公用車両の利活用が図られてなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車両の年間稼働日数（49日）が少なく、利活用が図られていないものが1台あった。

(2) 講じた改善措置の概要

公用車の効率的な使用に努めた結果、平成22年度の年間稼動日数は112日となっている。

(土木建築部中部土木事務所)

19 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成21年度末における医業未収金(個人負担分)は1,851,828,005円となっており、前年度末より56,711,043円(3.2パーセント)増加していた。未収金の発生防止及び早期回収について一層の努力を要する。

(2) 講じた改善措置の概要

病院全職員の意識向上、院内各部門の連携を強化し、未収金の発生防止と早期回収に努めている。

平成22年度は、未収金担当者会議を開催し、各病院の未収金に関する課題、発生防止対策及び未収金回収対策等について意見交換を行い、情報の共有化を図った。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

20 消費税の修正納付に伴い加算税が発生していたもの

(1) 指摘の内容

消費税を平成17年度分5,993,700円、平成19年度分2,781,200円を修正納付したことに伴い、加算税を17年度分599,000円、19年度分278,000円を納付していた。

(2) 講じた改善措置の概要

特定収入(繰入金、補助金及び企業債等)に係る解釈の相違により、沖縄国税事務所から過少申告の指摘を受けて修正納付したものであるが、現在は指摘を踏まえ適正に経理処理を行っている。

(病院事業局県立病院課)

21 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 次期病院内情報システムを、予算の裏付けもなく業者に発注し構築させていた。また、完成した同システムの賃貸借契約に際し、念書をリース会社に提出しており、結果として、予算の裏付けのない60ヶ月の長期契約を締結していた。

イ 各種情報システムを賃借するに当たって、毎年度、執行伺等の手続きを経て単年度の賃貸借契約を締結しているが、実態は予算の裏付けのない60ヶ月の長期契約を締結していた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 今後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づき適正な会計処理に努める。

イ 今後は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき適正な会計処理に努める。

(病院事業局県立病院課、中部病院)

22 指名競争入札手続きで留意する必要があるもの

(1) 指摘の内容

ア 患者給食業務委託に係る複数単価契約(一般食、特別食)の指名競争入札を、各予定単価の範囲内であることを落札の条件としたことから、予定総額の範囲内であるにも関わらず入札不調となり、再度入札後の随意契約で入札額を上回る価格で契約していた。

イ 「白衣、病衣及び寝具類の洗濯補修業務委託」に係る指名競争入札において、再度入札でも落札しなかったことから、予定価格(32,259,622円)を上回る価格(33,397,171円)で随意契約していた。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 患者給食業務委託が入札不調となったのは、予定価格と入札価格を予定総額(単価×予定数量)ではなく単価で比較したことが原因であり、指摘を踏まえ予定総額による比較に改める。

イ 白衣、病衣及び寝具類の洗濯補修業務委託について、今後は、沖縄県病院事業局財務規程に基づく適正な手続きを行う。

(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)

23 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 臨床検査業務委託(院内委託)及び検体検査業務委託(外注)の複数単価契約を特命随意契約で同一業者と別々に行っていた。両契約は特命随意契約の理由に乏しいこと、また一括して契約すること

が合理的と思われることから、特命随意契約の見直しと一括契約を検討する必要がある。

イ 固定資産管理システムの操作に係る施設管理業務について特命随意契約を締結しているが、特命随意契約の理由に乏しいので、競争入札に付すことを検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 臨床検査業務に係る委託業者の変更は、数日間の検査中止を伴うことから、他県においても病院の建て替えや移転などの機会に検討されている。今後も関係機関や民間業者への聴き取りを行い、契約方法を検討する。臨床検査業務委託と検体検査業務委託の一括契約は、平成23年度から実施する。

イ 固定資産管理システムの操作に係る施設管理業務については、業務内容を検討した結果、経費節減が見込めるところから平成23年度より委託契約から嘱託に変更した。

(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)

24 委託契約の内容が不適切であったもの

(1) 指摘の内容

医業未収金に係る初期未納金回収業務委託契約において、八重山病院では、業者による回収額2,669,990円を上回る7,494,734円の報酬額、宮古病院では業者による回収額4,407,721円を上回る5,889,492円の報酬額が、それぞれ支払われていた。契約に当たっては、報酬額の算定方法の見直しを検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

債権回収委託業者の回収額に応じた適正な報酬額になるよう、平成22年度から委託債権の内容及び報酬算定方法を見直した。

(病院事業局県立病院課、八重山病院、宮古病院)

25 行政財産の使用許可手続、使用料の徴収を行っていなかったもの

(1) 指摘の内容

中部病院は、同互助会に対して行政財産の使用許可手続きを経ないまま、平成15年度に本館2階にプレハブを設置させているが、本来徴収すべき使用料を徴収していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要

指摘を踏まえ、行政財産使用許可の手続きを行った。また、行政財産使用料については互助会に遡及分を含めて請求し、支払いがなされた。

(病院事業局中部病院)

26 診療報酬請求事務について努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成21年度におけるレセプトの過誤による返戻率は0.97パーセントで、前年度に比べて0.1ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

各病院の医師及び関係職員の合同レセプト点検の強化、複数名による確認の徹底などの対策を講じた。

また、診療報酬適正確保業務現場責任者及び現場従事者を各病院に派遣し、医師及び関係職員参加のもと診療報酬に係る勉強会を実施し、診療報酬請求事務の適正化に努めている。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

27 貸借対照表等について修正を要するもの

(1) 指摘の内容

貸借対照表の「企業債」の金額が、関係台帳等の金額と一致していなかった。原因を確認し適正に修正する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

企業債に係る不整合は、県立病院課と各病院の決算付替時に生じたものであり、適正に修正した。

(病院事業局県立病院課)

28 支出負担行為が遅れていたもの

(1) 指摘の内容

県指定研究校等委託及び理科支援員等配置事業委託の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであったが、著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要

沖縄県財務規則に基づき、契約締結時速やかに支出負担行為の整理を行い、適正な事務処理に努め

る。

(教育庁義務教育課)

29 職員が不適切に派遣されているもの

(1) 指摘の内容

職員を公益法人等へ派遣する場合は、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に定められた手続きが必要であるが、手続きがなされないまま派遣されている。

(2) 講じた改善措置の概要

平成23年3月に「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則」別表第1の改正手続きを行い、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」及び「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に基づく職員の派遣となるよう改善を図った。

(教育庁保健体育課)

30 債権の管理と回収に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる損害賠償金及び違約金9,701,549,143円が、平成22年3月31日現在、収入未済となっていた。債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 当該賠償金については、平成22年8月10日、10月27日及び平成23年1月12日にそれぞれ損害賠償金を各対象工事の最終契約金額の10パーセントから5パーセントに減ずること等を内容とする調停合意に至り、債権の一部について不納欠損処理を行った。また、調停に基づく支払計画に基づき各債務者に対し請求を行った。

今後とも適正な債権の管理と回収に努める。

土木建築部（道路街路課、道路管理課、河川課、海岸防災課、港湾課、

空港課、都市計画・モノレール課、下水道課、住宅課）

農林水産部（営農支援課、畜産課、農地水利課、農村整備課、漁港漁場課）

観光商工部（観光振興課、新産業振興課、企業立地推進課）

福祉保健部（青少年・児童家庭課）

教 育 庁（施設課、文化課）

イ 当該賠償金については、企業会計の原則に則り、未収金としての経理処理は行わず未確定債権として管理してきた。平成22年10月27日に損害賠償金を各対象工事の最終契約金額の10パーセントから5パーセントに減ずること等を内容とする調停合意に至り、支払計画に基づき各債務者に対し請求を行った。

今後とも適正な債権の管理と回収に努める。

企 業 局（総務企画課）

病院事業局（県立病院課）

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成21年度財政的援助団体監査結果報告分)

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会では、未償還金額が生活福祉資金貸付金で650,506,861円、離職者支援資金貸付金で93,251,034円と多額になっており、引き続き徴収に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

当該貸付金の利用者は、離職等により生活に困難を抱えていることが多く、高い償還率を期待することが難しい状況にある。その一方で、制度の安定的な運営には償還率の向上が不可欠なことから、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会に対しては、償還指導の強化、悪質滞納者への法的措置の実施、民生委員との連携強化、困難者への償還猶予・免除の活用等の措置を継続し、未収金の圧縮に努めるよう指導した。

(福祉保健部所管)

2 会計事務等に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄県老人クラブ連合会では、賃金職員を就業規則で定められた時間を超えて就労させていた。通勤手当については届出に関する規定及び具体的な月額の規定が定められていなかった。住居手当については届出に関する規定が定められていなかった。期末・勤勉手当及び報酬については給与規程等に定めのない手当等が支給されていた。実態に即した就業規則の改正や給与規程等を整備する必要がある。

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターでは、扶養手当、通勤手当及び住居手当について届出及び支給方法に関する規定が定められていなかった。時間外勤務手当については支給方法に関する規定が定められていなかった。給与規程を整備する必要がある。

財団法人沖縄県体育協会では、会計事務の根拠となる事務処理に関する規程が定められていなかった。会計処理に関する規程を整備する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

財団法人沖縄県老人クラブ連合会では、就業規則・給与規程等を実態に即して見直し、平成23年3月の理事会における承認を経て整備・改正を行った。

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターでは、指摘を受けた手当に関する規程について、平成23年3月の理事会で承認を経て改正を行った。

(福祉保健部所管)

財団法人沖縄県体育協会では、会計事務処理に関する規程の整備については、平成23年5月に理事会の承認を経て改正を行う予定である。

(教育庁所管)

3 契約事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄観光コンベンションビューローでは、万国津梁館指定管理運営に係るホール管理業務委託について、入札不調により最低価格入札者と随意契約で委託契約を締結したが、その際予定価格を超えて契約していた。入札不調により随意契約で契約を締結する場合、予定価格を変更できないと定められていることから、今後は会計規程に基づき処理する必要がある。

株式会社トロピカルテクノセンターでは、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター指定管理運営に係る清掃・環境衛生業務委託について、随意契約で委託契約を締結したが、随意契約を行う理由に乏しいため、今後は財務規程に基づき競争入札を検討する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

財団法人沖縄観光コンベンションビューローに対しては、今後、会計規程に基づき、適切に対応するよう指導した。

株式会社トロピカルテクノセンターに対しては、今後、財務規程に基づき、適切に対応するよう指導した。

(観光商工部所管)

4 寄附行為の遵守について

(1) 指摘の内容

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターでは、理事会における同意を得ることなく基本財産を借入金の担保に供していた。同センターの寄附行為では、やむを得ない理由により基本財産を担保に供する場合には、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ沖縄県知事の承認を得る必要がある。

今後は寄附行為を遵守するとともに、基本財産の管理運用に当たっては、適切に対応する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

財団法人沖縄県生活衛生営業指導センターに対しては、今後、借入に際しては、その都度寄付行為第7条の規定に基づき理事会を開催して同意を得る等、適切な対応を行うよう指導した。

(福祉保健部所管)